

猿ヶ森漁業協同組合内共第33号
第5種共同漁業権遊漁規則



(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第33号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（「こい、うなぎ、わかさぎ及びすじえび」をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとするものは予め組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は口頭でしなければならぬ。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。
 - 4 第1項の承認を受けた者は直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内において手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内でなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日～12月31日
うなぎ	
わかさぎ	4月21日～6月20日、9月1日～翌年3月15日
すじえび	1月1日～12月31日

(全長制限)

第5条 次の表の左欄の水産動物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20cm
うなぎ	30cm
わかさぎ	3cm



(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については次表の額の二分の一の額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい	手釣、竿釣、たも網	1日 400円 1年 3,000円
うなぎ	手釣、竿釣、たも網	
わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	
すじえび	たも網	

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することもできる。

住 所	氏 名
青森県下北郡東通村大字猿ヶ森字村中34番地	猿ヶ森漁業協同組合
青森県むつ市田名部前田6-8	フィッシングハウス KIYA

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通の遊漁承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな にじます、ひめます（薦沼のみ）うぐい、こい、 ふな、うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
	やまめ、いわな、にじます、ひめます（薦沼のみ）	手釣	



溪 流 魚	うぐい、こい、ふな うなぎ	竿 釣	8, 000円
-------	------------------	-----	---------

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
十和田市元町東4丁目1番地15号
青森県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項の県内共通遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は産卵場として組合が指定する区域内において沼底を搅はんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒否することがある。
- この場合、遊漁者が概に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。



別記様式第(1)号

遊漁承認証

(表)

(裏)

<p>No. _____</p>	
<p>遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。</p>	
<p>記</p>	
遊漁者	住所
<p>承認期間</p>	
<p>魚種</p>	
<p>漁具漁法</p>	
<p>遊漁区域</p>	
<p>遊漁料</p>	
<p>発行者</p>	
<p>猿ヶ森漁業協同組合</p>	
<p>印</p>	

注意事項

1. 本証は出漁時必ず携帯すること。
2. 監視員又は組合の理事及び警察官等より本証の提示の要求ありたる時はこれを提示しなければならない。
3. 本証を紛失又は汚損等した時は、速やかに組合に届出で交付を受けること。
4. 本証は記名者以外の使用又は他人に貸与及び譲渡することを禁じます。
5. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他人に迷惑となる行為をしてはならない。
6. 遊漁者は産卵場として組合が指定する沼底を搅はんしてはならない。
7. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。



別記様式第(2)号

県内共通遊漁承認証



<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳		
住所		
全魚種 <ul style="list-style-type: none"> ●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円 		
青森県内水面漁業協同組合連合会 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳		
住所		
渓流魚 <ul style="list-style-type: none"> ●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 游漁料 8,000円 		
青森県内水面漁業協同組合連合会 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の特徴

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒマスマス(稚仔のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記範囲からアユだけが除外
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ。(魚種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業調整規則によりきまりによる)	
遊漁区域	青森県内各河川沿岸(十和田湖、大正子川流域河川、周辺川上流三戸流域河川及び平川平野付近水面を除く。また、県内水面漁業調整規則で各流域の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、沿岸主導釣り大会等の特別なイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸与、譲渡することもできません。
- ・その他 詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。



別記様式第（3）号

漁場監視証

(表)

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	年令
住所	
有効期間	
発行者	
猿ヶ森漁業協同組合	印

(裏)

注意事項 又は

1. 監視員は、組合員が遊漁者か密漁者かを確認すること。
2. 密漁者の場合は充分注意し発見の時には住所・氏名・年令を確認し規定の遊漁券を徴収すること。
3. 使用漁具、漁法に注意し違反者のないよう監視すること。
4. 漁場の管理にあたり静謐を旨として遊漁爱好者の邪魔なる行為及び漁場紛争のあるときは、その解決に努力すること。